

教育再生実行会議の廃止等について

〔 令和 3 年 9 月 1 7 日
閣 議 決 定 〕

1. 「教育再生実行会議の開催について」（平成 25 年 1 月 15 日閣議決定）については、次項の「新たな会議」が開催される日をもって廃止することとする。
2. 我が国の未来を担う人材を育成するためには、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえ、高等教育を中心とした教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるように、高等教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する方策を検討する必要がある。

このため、今後、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、その他内閣総理大臣が指定する国務大臣及び有識者により構成され、教育や人材育成に関する検討を行う新たな会議を開催するものとする。